

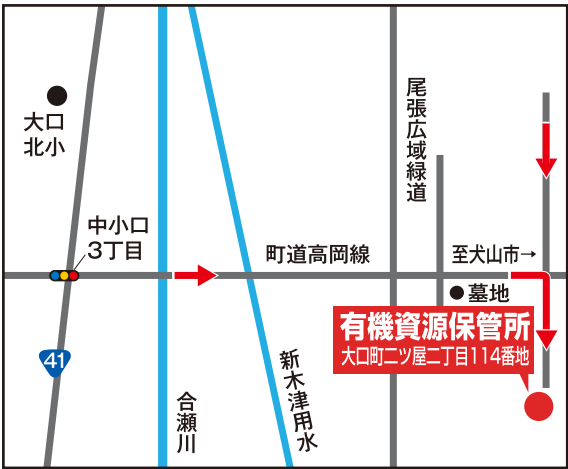
各家庭から排出される剪定枝・草・竹等を収集しています。
事業・営利活動の搬入は不可（事業者は江南丹羽環境管理組合 環境美化センターへ）

開 所 日	豊 田：金曜日・日曜日 二ツ屋：月曜日・土曜日 年末年始（12/29～1/3）は除きます。
開 所 時 間	午前9時～正午、午後1時～午後4時 （午前・午後とも終了の15分前までに受付をしてください。）
搬入できるもの	町内の土地で発生した剪定枝、草、竹、落葉、野菜の茎・葉・根（食に供する部分は除く）の有機資源に限ります。※樹木及び竹の根、切り株、廃材は搬入出来ません ＜剪定枝、竹＞ 長さ2m 以内 直径 30cm 以内 ＜草、落葉、野菜の茎・葉・根＞ 食に供する部分は不可
持参するもの	町内の方 であることの確認のため、免許証や保険証などの身分証明書をご持参ください。
搬 入 回 数	1日3回まで(枝、竹、草は分けてください)
そ の 他 注 意 事 項	①ボランティアや地域の活動で発生した有機資源を搬入する場合は、事前に役場環境対策室へご連絡願います。 ②つる状のものについては、処理の際、機械に巻き込む恐れがありますので、極力50cm程度に切っていただきますようご協力願います。 ③搬入された剪定枝・草等はチップにし、土壌改良材として利用しますので、異物が混入しないようにしてください。 また、チップはご家庭の庭、畑等への土壌改良材またはマルチング（根覆い材）として利用できますので、お試しください。 ※無料【容器は各自持参してください】（チップ配布は豊田のみ）

豊 田



二ツ屋



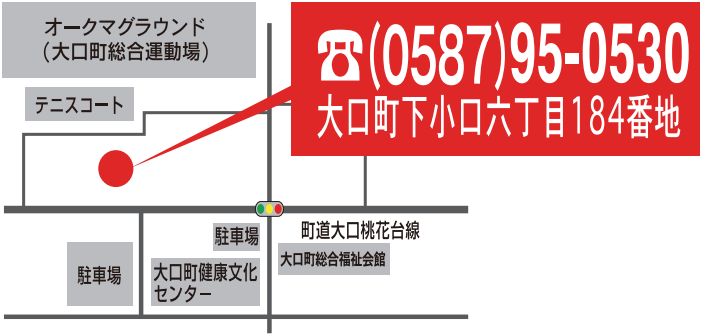
※二ツ屋有機資源保管所を利用される場合は、矢印の道を利用して下さい。

資源リサイクルセンター〔資源ごみ等の回収〕

センターは資源ごみ等の模範分別場で普段の生活の中でよく出る資源ごみ等を回収しています。あらかじめルールに従った分別をしてお持ちください。

開 館 日	火曜日～土曜日（祝日および年末年始12/29～1/3は除きます。） なお、月曜日が祝日の場合、翌日の火曜日は振替休日となります。
受付時間	午前9時～正午、午後1時～午後4時 （午前・午後とも終了の15分前までに受付をしてください。）
回 収 するもの	新聞、雑誌、ダンボール、ざつがみ、紙パック、布類、羽毛ふとん、ペットボトル、トレー、発泡スチロール類、容器包装プラスチック類、ビデオテープ類、ライター類、その他プラスチック類、廃食用油、スチール缶、アルミ缶、スプレー缶、生ビン類、雑ビン（有色・無色）、化粧ビン類、小型金属類、蛍光灯類、乾電池（マンガン電池・アルカリ電池）、ボタン型・コイン型電池、使用済小型充電式電池使用済小型家電：携帯電話（充電器含む）、デジタルカメラ、電子辞書、電卓、携帯型音楽プレーヤー、小型ゲーム機、リモコン、電気延長コード・ケーブル類、パソコン（ブラウン管ディスプレイ（一体型を含む）は除く）、タブレット、ハードディスク
注意事項	※携帯電話は個人情報情報を完全に消去し、バッテリーは外す（一体型はそのまま） ※一度回収した小型家電は返却できません ※埋立てごみ、中型ごみ、粗大ごみ、および、事業所・事業活動から出るものは回収しません

※ 詳しくは、大岡町ホームページ（組織から探す）の「大岡町資源リサイクルセンター」をご覧ください。



犬の飼育について

- 登録（一生に1度）手数料3,000円 …… 委託獣医または、役場環境対策室（閉庁日除く）
 - 狂犬病予防注射（毎年1回） …… 登録犬に通知書送付（日程は広報4月号参照）
注射済票交付手数料（550円）
 - 犬が人を噛んだ時・犬猫相談窓口 …… 愛知県動物愛護センター ☎(0586)78-2595
 - 犬が行方不明（要連絡） …… 警察署・役場環境対策室・愛知県動物愛護センター
 - 登録犬が死亡した時（要連絡） …… 役場環境対策室（閉庁日除く）
 - 犬猫の死体処理にお困りの時（一頭1,500円） ※ビニール袋に入れてダンボールに梱包のこと。
● 尾張北部聖苑 ☎(0568)62-4144
午前8時30分～午後4時30分（休業日1月1日）
● 役場環境対策室（閉庁日除く）（聖苑へ搬入が難しい場合）
- ※ 詳しくは、大岡町ホームページ（環境対策室）の「わんわんページ」をご覧ください。

し尿処理について

- し尿は町長が許可した業者がくみ取り、愛北広域事務組合で処理しています。
- くみ取り（仮設トイレ含む）を希望される方は、直接業者へ申し込んでください。（年末は混雑しますので早めに申し込んでください）
 - できる限りバキューム車の目盛りを確認しましょう。

汲取許可業者名	電 話
(株)倉衛工業	☎(0587) 54-4356

浄化槽について

- 新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併浄化槽の設置が義務付けられています。
- 単独浄化槽の設置者は、合併浄化槽へ転換するよう努めることとなっています。
- 浄化槽の維持管理として、清掃、保守点検及び法定検査が義務付けられています。
- 清掃許可業者（清掃はおおむね年1回以上の実施が義務付けられています。）

(株)倉衛工業	☎(0587)54-4356	(株)扶桑クリーン社	☎(0587)93-2365
(株)大栄工業	☎(0587)55-3151	(株)東海SUNKEY	☎(0568)63-3711
(有)犬山衛生管理組合	☎(0568)54-2397	(有)ホテイクリーン	☎(0587)56-4028